

財産の処分について

財産を処分するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 27 日条例第 43 号）第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により教育委員会の意見を求められますので、以下のとおり提出します。

平成 30 年 5 月 11 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

記

- 1 財産の表示 土地
知多郡武豊町字平井田 14 番 3 始め 4 筆
雑種地 計 63,608.73 平方メートル
- 2 売払金額 計 301,504,326 円
(内訳)

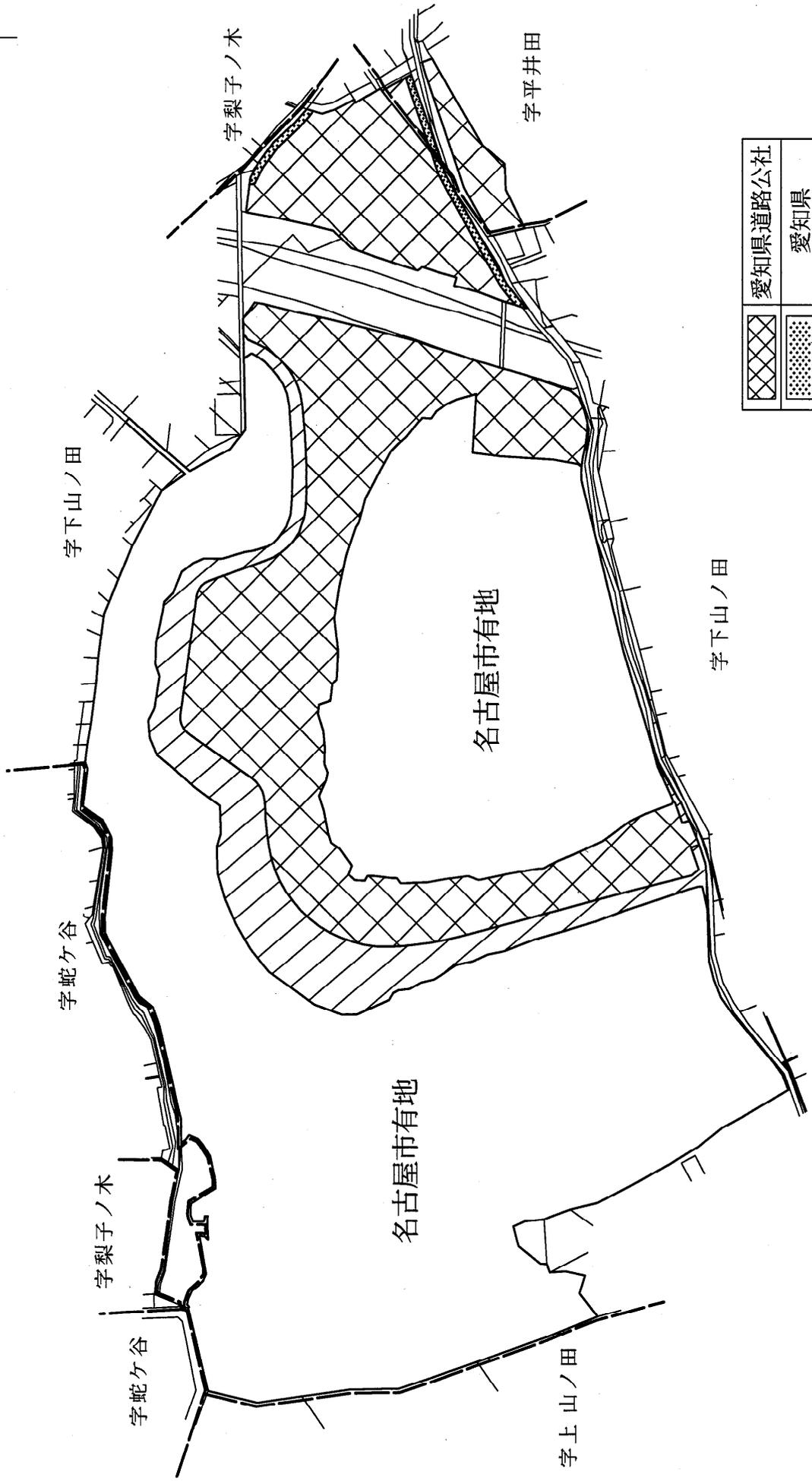
	地積 (㎡)	金額 (円)
愛知県道路公社	48,329.84 ㎡	268,286,892 円
愛知県 (知多建設事務所)	856.50 ㎡	7,794,150 円
武豊町	14,422.39 ㎡	25,423,284 円
合計	63,608.73 ㎡	301,504,326 円

- 3 売払の相手方 名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号
愛知県道路公社 理事長 市川 和邦
半田市瑞穂町二丁目 2 番地の 1
愛知県 知多建設事務所長 横山甲太郎
知多郡武豊町字長尾山 2 番地
武豊町長 靱山 芳輝

(理 由)

この案を提出したのは、愛知県道路公社より愛知県有料道路運営等事業武豊北インターチェンジ(仮称)新設工事用として買取希望の申し出による。

知多郡武豊町



	愛知県道路公社
	愛知県
	武豊町

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知県道路公社
理事長 山田 祥文

土地買収協議書

金301,504,326円也

愛知県道路公社起業 愛知県有料道路運営等事業武豊北インターチェンジ(仮称)新設工事
用として、上記金額をもって下記の土地を買収したいので承諾してください。

記

土地の所在	登記地目	買収地積(m ²)	内訳	摘要
知多郡武豊町字平井田14番3	雑種地	2,071.06	道路公社	全筆
知多郡武豊町字平井田14番15	雑種地	612.68	道路公社 398.20 m ² 知多建設事務所 214.48 m ²	全筆
知多郡武豊町字下山ノ田64番48	雑種地	10,384.40	道路公社 9,742.38 m ² 知多建設事務所 642.02 m ²	全筆
知多郡武豊町字下山ノ田64番46	雑種地	50,540.59	道路公社 36,118.20 m ² 武豊町 14,422.39 m ²	分筆

金額内訳

道路公社	268,286,892 円
知多建設事務所	7,794,150 円
武豊町	25,423,284 円

知多建設事務所及び武豊町については関連事業となるため、まとめて道路公社の協議書に記載します。